

令和 7 年度 大津市立栗津中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

2011 年（平成 23 年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、栗津中学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、栗津中学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、家庭、地域、学校が連携・協働し、社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

- 1 いじめ問題に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・ 2～7
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
- 2 「いじめ対策委員会」の設置・・・・・・・・・・ 8～9
 - (1) 役割
 - (2) 構成員
 - (3) 関係する校内委員会等との連携
 - (4) いじめ事案対応フロー図
- 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・・・ 9
 - (1) 基本方針、年間計画の見直し
 - (2) 基本方針、年間計画の公開・説明
- 4 いじめ防止等に向けた年間計画・・・・・・・・・・ 10

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法や条例では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
(いじめ防止対策推進法より)

いじめは、子どもに対し、当該子どもと一定の人間関係のある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

(大津市子どものいじめの防止に関する条例)

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての生徒が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての生徒が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、生徒自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、生徒一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な生徒の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
34	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	・生徒会によるいじめ防止啓発ポスターの作成・掲示。 ・生徒会が主体となり、全校一斉道徳での「いじめ」を題材とした授業の実施。
35	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	・様々なテーマを用いて、各学年や学級でいじめ問題について考え、議論したり、共通理解したりする。

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
36	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	・学活や道徳の時間で、具体的な場面を想定したいじめに関する授業を行い、解決力や対応力を育む。 ・専門家（弁護士等）によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業を各学年で実施する。
37	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	・学活や道徳の時間など、普段の授業の中で継続的にネット上のいじめに対する教育を行う。 ・専門家によるネット上のいじめ防止に関する授業を実施する。
38	相談することの大切さに関する啓発	・普段の関わりの中で、困ったことがあれば、人に話すことや聴いてもらうことの重要性を伝え、自分が一番相談しやすい方法での相談を促す。 ・スクールカウンセラーによる心理授業を全学年で実施し、援助希求的態度の育成を図る。
39	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	・学校と家庭、地域社会が一体となって、道徳教育を進めるために保護者や地域に対して、道徳の授業を年一回以上公開し、道徳教育の推進を図る。 ・授業の中で、さまざまな活動を通して、互いのよさや多様な価値観に触れる機会を設定する。
40	自他ともに認め合う人権教育の推進	・具体的な人権課題について正しく理解、認識できるよう、さまざまな場面で人権教育を推進する。 ・12月には、校内人権週間を設定し、人権の大切さについて啓発を行う。
41	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	・子どもの主体性や個別最適な学び、協働的な学びを大切にした分かりやすい授業づくりを推進する。 ・日々の授業や教育活動全体を通じ、一人一人の子どもの存在や意見が尊重される学級・集団づくりを進め子どもの自己肯定感・自己有用感を育む。
42	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	・各種委員会や部活動、文化祭や体育祭等の行事、保幼小中連携事業やボランティア活動の中で、異年齢交流を行う。

③ 教員に対する研修・支援、家庭・地域への広報・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
43	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	・ 家庭・地域と連携したいじめ対策を行えるよう、策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページ上に掲載し、広く保護者・地域に周知を図る。
44	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	・ 保護者や地域の方がいじめやその他の子どもの課題を発見した際に、学校に情報提供していただける関係づくりに努める。 ・ 入学説明会等での紹介や学校だよりへの掲載を通じ、保護者や地域に対して重点的に相談の呼びかけを行う。
45	いじめ対策に関する校内研修の実施	・ 年度当初に、学校いじめ防止基本方針をもとに全教職員に研修を実施し、いじめ防止等のための対策の基本的な考え方や、学校におけるいじめ事案への対応の流れについて、共通理解を図る。また、長期休業中にいじめ問題に関する研修を実施し、子ども支援に対する知識やスキルの向上を図る。
46	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	・ 個々の教職員がいじめ事案等に関する情報を抱え込むことがないよう、普段から子ども支援コーディネーターを中心に組織的に情報共有、対応を行う。 ・ 校長、教頭、生徒指導主事、子ども支援コーディネーター等が、実際にいじめ事案の子ども支援の実務に当たる教員に対して、適切に指導・助言を行う体制を構築し、組織として適切な対応ができる体制を整備する。

④ その他（学校独自の取組）

取組目標
・ 日報（校支援上の掲示板で）を活用し、各学年の情報を全体で共有し、共通理解を図る。 ・ いじめの未然防止についての情報発信を行う。（学校だより・ホームページ・保護者会等）

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が生徒の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から生徒の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行

為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行います。

また、生徒または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、生徒または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
47	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	・ いじめ等の子どもの悩みを早期に発見することを目的に、学期に1回以上、学校生活アンケート（いじめに関するアンケート）を実施する。
48	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	・ 事前に教育相談アンケートやを実施し、それをもとにして年3回以上の個別面談を行う。 また、随時、必要に応じて個別面談を行う。
49	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	・ いじめの発生の多い休み時間等は、子どもの些細なサインを見逃すことのないよう、校内パトロールを行う。 ・ 毎朝の下駄箱チェックや校門等での下校指導を行い、生徒の安全を見守る。
50	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	・ 日頃から保護者とのコミュニケーションを充実させ、学校や家庭での子どもの状況や様子を共有し、連携して支援できる関係性を構築する。 ・ 少しでも気になることがあれば、家庭連絡や家庭訪問を行い、保護者との密な連携を図る。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
51	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	・ いじめの疑い事案が発生した場合には、学年生徒指導担当から生徒指導主事、子ども支援コーディネーターへすぐに報告するとともに管理職との情報共有を図る。
52	いじめの疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報	・ 学校で把握したいじめの疑い事案については、学校でいじめ対策委員会を開催し、組織的に情報共有・対応方針の検討を行った上で、翌課業日中に教育委員会に事案概要を報告する。

53	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	・子どもたちの交流や教職員の合同研修など、保幼小中の連携活動を行う。特に、次年度入学する子どもに関する情報共有については、連絡会を開催し、保幼から小へ、小から中へ校園が持つ情報を適切に引き継ぎ、必要な支援を継続的に行えるよう連携する。
----	-----------------------	---

③ その他（学校独自の取組）

取組目標	
・子どもの些細なサインや変化を見逃すことがないように、教職員による校内パトロールを実施する。 ・普段から子どもたちへの声かけ等を行い、「いつでもどこでも相談」を実施し、いじめ問題等の早期発見につなげる。	

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた生徒を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、生徒や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている生徒や相談のあった生徒の安全を確保します。特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、担当より、被害・加害児童生徒の保護者に連絡します。

なお、生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめ事案への組織的かつ適切な対応

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
54	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	・ いじめ対策委員会では、事案についての正確な情報共有を図り、指導の方針、支援内容、役割分担等の対応方針を決定する。 ・ 学校のみによる対応が困難な場合は、教育委員会と連携し、外部専門家からの助言を得て、事案の解決を図る
55	いじめ事案の解決に向けた対応 (被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等)	・ 被害生徒の気持ちに寄り添いながら、聞き取りを行うとともに、正確な事実の確認を行う。 ・ 加害生徒への指導・支援を保護者と連携して行う。また、必要に応じて関係機関とも連携を図る。
56	インターネット上のいじめへの対応	・ 事案に関わる画像の保存をするなど、できるだけ正確な情報を集め、加害生徒への指導・支援につなげる。 ・ 加害生徒やその保護者に対して、画像や書き込み等を削除するよう、指導を行う。また、必要に応じて関係機関と連携を図る。
57	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聞き取りによる適切な調査の実施	・ 被害生徒やその保護者の気持ちに寄り添いながら、教育委員会や外部専門家と連携を密にして、アンケート調査を実施する。また、随時、被害生徒の保護者へ情報提供を行う。
58	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	・ 学校が必要な情報を適切に提供し、説明責任を果たせるようにするため、いじめ事案に関する情報が記載された文書については、公文書として適切な管理及び保存（5年保存）を徹底する。
59	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	・ 被害生徒、加害生徒それぞれの保護者へ連絡を行い、事案の概要や指導内容、今後の対応についての情報を提供する。その際、被害生徒・保護者が加害生徒への聞き取り、指導及び加害保護者への連絡を拒否される場合があるが、本人、保護者の気持ちに寄り添いながら対策を考え、対応していく。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある生徒等への事実関係の聴取、生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

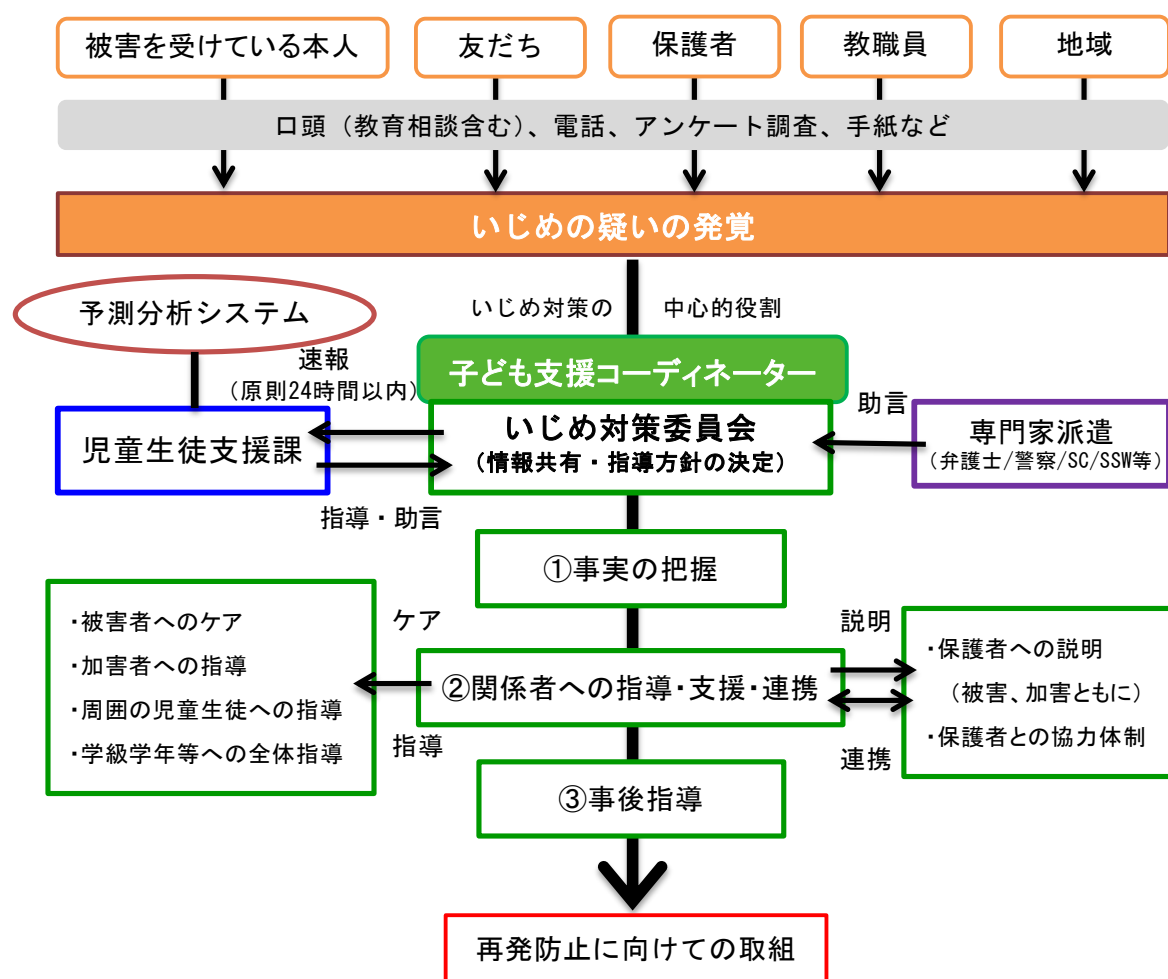
(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事（主任）、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官 O B）・教員経験者など外部専門家を参画させ事案の解決を図ります。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、特別支援教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



(5) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、主幹教諭、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事、等の学校教職員の他、PTA、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備 考
4	・職員会議〈生徒理解〉、いじめに関する研修・計画の決定（①・②・③） ・保護者との個別懇談【1、2、3年生全員】（②、④）	
5	・生徒総会（①）・学校生活アンケートの実施（②・③） ・スクールカウンセラーによる心理授業【1年生】（①）	・生徒会の取組 ・専門家による授業
6	・いじめ防止啓発月間（①・④） ・専門家による情報モラルに関する出前授業（①・④） ・教育相談アンケートを行い、教育相談を実施（②・③） ・小中連絡会（④）・各教科での公開授業、参観ウィークの実施（①） ・いじめ防止に関する授業の実施	・生徒会を中心とした 取組の実施 ・互いを認め合う力を育 む学び合い活動の推進 ・専門家による授業
7	・学校協力者会議【拡大いじめ対策委員会】（④） ・三者懇談会（④）	
8	・いじめ問題に関する校内研修会（①・②・③・④） ・学校生活アンケート（夏休み明け）の実施（②・③）	
9	・文化祭や体育祭等の行事を通じた異年齢交流（①・②） ・専門家による情報モラルに関する出前授業（①・④）	・専門家による授業
10	・いじめ防止啓発月間（①・④） ・学校生活アンケートの実施（②・③） ・専門家（弁護士等）による出前授業（①・④）	・生徒会を中心とした 取組の実施
11	・道徳の公開授業（①・④） ・教育相談アンケートを行い、教育相談を実施（②・③）	
12	・スクールカウンセラーによる心理授業【3年生】（①） ・学校協力者会議【拡大いじめ対策委員会】（④） ・三者懇談会（②・③・④）	
1	・各教科での公開授業、参観ウィークの実施（①） ・スクールカウンセラーによる心理授業【2年生】（①） ・生徒会によるいじめ防止授業の実施・小中連絡会（④）	
2	・学校生活アンケートの実施（②・③） ・教育相談アンケートを行い、教育相談を実施（②・③） ・小中連絡会（④） ・学校協力者会議【拡大いじめ対策委員会】（④）	
3	・小中連絡会（④）	
年間 を通 じて	・朝のあいさつ運動・下駄箱チェック（①・②） ・登下校指導（①・②・③）・校内パトロール（①・②・③） ・いじめ対策委員会（①・②・③）・心の健康観察（①・②・③）	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④